公益信託玉井記念整形外科学研究助成基金第十五期決算公告

一、事業概要
　熊本県内の大学における整形外科学及びリハビリテーション医学に関する基礎的・臨床的研究を行う者に対する助成。
助成金　三件　一二五万円
二、財産目録　平成二十二年十二月三十一日現在
資産合計　五一、九九五、二七四円
負債合計　〇円
正味信託財産　五一、九九五、二七四円
平成二十三年五月九日
大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
公益信託玉井記念整形外科学研究助成基金
受託者　住友信託銀行株式会社

公益信託大阪癌研究者育成基金第二十八期決算公告

一、事業概要
　癌に関する基礎的研究を行っている若手研究者や研究者育成事業を行っている団体に対する助成。
①研究者助成事業　五件　二五〇万円
②育成団体助成事業　一件　五〇万円
二、財産目録　平成二十二年十二月三十一日現在
資産合計　三、〇四六、九六四円
負債合計　〇円
正味信託財産　三、〇四六、九六四円
平成二十三年五月九日
大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
公益信託大阪癌研究者育成基金
受託者　住友信託銀行株式会社

公益信託越谷青少年育成ダルマっ子基金第二十四期決算公告

一、事業概要
　越谷市内の青少年が参加する文化・教養・スポーツその他の社会教育活動を行う団体に対する助成。
助成金　八件　一一九万円
二、財産目録　平成二十二年十二月三十一日現在
資産合計　六、七七九、四六二円
負債合計　〇円
正味信託財産　六、七七九、四六二円
平成二十三年五月九日
大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
公益信託越谷青少年育成ダルマっ子基金
受託者　住友信託銀行株式会社

公益信託大木記念美術作家助成基金第十八期決算公告

一、事業概要
　山梨県出身の、又は県内に住居若しくは活動の場を有する新進美術作家に対する助成。
助成金　三件　三〇〇万円
二、財産目録　平成二十二年十二月三十一日現在
資産合計　四五、三二八、一四四円
負債合計　〇円
正味信託財産　四五、三二八、一四四円
平成二十三年五月九日
大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
公益信託大木記念美術作家助成基金
受託者　住友信託銀行株式会社

配当公告

長崎県佐世保市卸本町二七番三号
　破産者　千日電設株式会社
　右の者に対する長崎地方裁判所佐世保支部平成十九年（フ）第三九五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金二、五一六、四六二、九七〇円
一、配当することのできる金額
　金七二、五九七、八五六円
平成二十三年五月九日
長崎県佐世保市本島町二番五号興徳ビル佐世保二階　破産管財人　徳勝　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北三六条東一八丁目四六二番地四〇、最後の住所札幌市南区真駒内泉町三丁目一番一〇―六〇六号
　被相続人　亡　福井富久子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年五月九日
札幌市中央区北五条西二丁目ＪＲタワー二〇階札幌シティ法律事務所
相続財産管理人弁護士　濱崎　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県南津軽郡藤崎町大字福島字林元三四番地四、最後の住所青森県弘前市大字田町二丁目五番地四　被相続人　亡　嘉瀬　守夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年五月九日
事務所青森市二丁目一九番一一号　沼田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　沼田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県白河市白坂愛宕山一四七番地二四、最後の住所福島県白河市白坂愛宕山一四七番地二四　被相続人　亡　小室　広行
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年五月九日
福島県白河市郭内一二九―二七
相続財産管理人　宮本多可夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県富岡市七日市八一四番地、最後の住所東京都八王子市左入町三七三番地一特別養護老人ホームファミリーマイホーム
　被相続人　亡　桐渕　くに
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年五月九日
事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区赤堤二丁目七一四番地、最後の住所東京都八王子市大和田町一丁目二番四―一〇五号南原台団地
　被相続人　亡　米澤　聖一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年五月九日
事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号
朝日生命立川ビル四階
相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区元城町一三六番地、最後の住所東京都大田区大森西三丁目五番一三号大塚方　被相続人　亡　米本冨美子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年五月九日
東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル二階銀座新明和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市稲田四一一三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙田　義一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年五月九日
東京都千代田区六番町六番地一パレロワイヤル一〇三号小松法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小松　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区野方四丁目八一番地、最後の住所東京都中野区丸山二丁目七番五―二〇五号　被相続人　亡　廣田　義朗
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年五月九日
事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　三浦　修